

土浦市立右籾小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。 文部科学省「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」

【いじめ定義の4つのポイント】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本方針として、以下の5つをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のための手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、関係機関や専門家との連携・協力を図り、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭及び地域が協力して、いじめの防止や早期発見、事後指導にあたる。

2 未然防止のための取組

(1) 生徒指導体制

- ① 本校の教育目標の一つ「安心・安全な学級」の実現に向けて、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ② 特別の教科道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。
- ③ 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が情報を共有し、児童の様子を見守る。
- ④ 保護者並びに地域住民や組織との連携を図りつつ、児童のいじめ防止に対する資質向上を促す自主的活動や児童会活動に対する支援を行う。

(2) 教育相談体制

- ① 児童及び保護者、並びに本校職員が、いじめに係る相談を行うことができるように、生徒指導主事を窓口として相談体制の整備を行う。
- ② スクールカウンセラーの活用を図る。
- ③ 保護者との密接な情報交換や親身になった相談活動ができるように、電話連絡や家庭訪問等を折に触れ行い、日頃からの関係づくりを心がける。

(3) 校内研修体制

- ① いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ、いじめの防止等に関する研修を推進する。

- ② スクールカウンセラー等に研修の講師を依頼し、児童理解や適切な対応について全職員の理解の深化を図る。
- ③ 児童に望ましい人間関係づくりが身に付くように、定期的を実施するスキルトレーニングについては、その充実が図られるように年1回研修を行う。
- (4) ネット上のいじめへの対応
 - ① 児童及び保護者が、発信された情報を高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、「スマホ・ネット安全利用教室」(5年)や情報モラル研修会等を行う。
 - ② 特に掲示板やSNSを通して行われるいじめについて早期発見し、適切な対応が行われるよう、情報収集に努める。全職員が必要な知識をもち、指導に生かせるよう、研修の機会を設ける。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る児童の心のケアについて
児童の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童が存在すると考えられることから、以下の点について適切に対応する。
 - ① 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題について対応する。
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うなどを通じ、偏見や差別が生じないように十分配慮する。
 - ③ 児童や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を活用する。
- (6) 地域・家庭及び関係機関との連携
 - ① 学校がいじめ防止等について、学校が家庭や地域及び関係機関と密接に連携できるように、日頃から学校だより等で本校の取り組みについての情報を提供する。
 - ② いじめを防止することの重要性について、あらゆる機会を通じて地域・家庭への啓発活動を行い、理解・協力を得られるよう相互理解を図るとともに、関係機関との連携を強化する。
- (7) その他
 - ① 本県がいじめ防止等の対策として設置された「子どもホットライン」「いじめ・体罰解消サポートセンター」について周知し、児童及び保護者等が適宜有効活用できるようにする。
 - ② 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則り、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童に関係する問題であるという認識の下、児童の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む。

3 早期発見のための取組

- (1) 調査の実施
 - ① 「いじめアンケート」(記名式、Google Forms)を毎月月末に行い、いじめの有無を把握し、早期発見・早期対応を図る。
 - ② 「心のアンケート」(記名式、質問紙)を年2回(5月末、11月末)行い、児童一人一人の悩み等の実態把握に努め、いじめの早期発見・早期解決を図る。
 - ③ 校内に「ホットほっとポスト」(3台)を設置し、いつでも相談したいときに相談したい先生に相談できるようにする(記名式、質問紙)。
 - ④ GIGAスクール端末を活用した相談事業「つちまる相談室」について、5・6年生に周知し、児童が様々な不安や悩みを気軽に相談できるようにすることで、児童のSOSをキャッチし、いじめ等様々な問題の早期解消を図る。(記名式、Google Forms)
- (2) 教育相談の実施
いじめの早期発見のため、在籍する児童及びその保護者並びに教職員等に対する教育相談を定期的実施する。

- ① 児童対象の教育相談 年2回（6月、11月）
 - ② 保護者対象の教育相談 年1回（7月）
 - ③ 教職員対象 随時
- (3) その他
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰解消サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。

4 早期対応の在り方

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ対策委員会」を開き、速やかに事実の有無を確認し、その結果を土浦市教育委員会に報告する。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するためにいじめを受けた児童及び保護者への支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童の安全・安心を第一に考え、その児童が安心して教育を受けられるように、必要に応じていじめを行った児童を別室で学習させる等の措置をとる。
- (4) いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者が共有するための措置をとる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土浦警察署（荒川沖交番）と連携して対処する。

5 いじめ防止等のための組織と実践

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

- (1) 校内組織
 - ① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該教職員、特別支援教育コーディネーター、その他必要に応じて、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、有識者
 - ② 活動
 - ・いじめの早期発見に関すること
 - ・いじめの防止に関すること
 - ・いじめ事案の対応に関すること
 - ・いじめが心身に及ぼす影響と、いじめの問題に関する児童の理解を深めること
 - ③ その他
 - ・木曜日の職員終会では、生徒指導に関する情報を共有し、共通理解を図る。
- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急のいじめ問題が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、校長の指示により迅速に「緊急いじめ対策委員会」を組織し、支援体制を整える。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭・特別支援教育コーディネーター、当該教職員、その他必要に応じて、PTA会長、民生委員・児童委員（会長・主任児童員）、関係区長、土浦警察署生活安全課、荒川沖交番、土浦児童相談所等とする。

6 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- (5) 「いじめ重大事態対応マニュアル（平成31年1月）県教委」をもとに、未然防止及び重大事態発生時等への対応を図る。

7 年間計画

4月	○「いじめ防止基本方針」の全職員による共通理解 ○ホームページを通して、保護者への周知と協力の呼びかけ ○「学校生活の決まり」の共通理解（児童・保護者へ配付） ○いじめアンケート
5月	○第1回こころのアンケート（悩み、いじめ調査：記名式）→教育相談
6月	○教育相談、経過観察 ○いじめアンケート
7月	○いじめアンケート ○交通安全、不審者対策指導 ○夏休みの過ごし方の指導 ○個別面談（保護者対象）
8月	○職員研修
9月	○「学校生活きまり」再確認 ○休み明け児童観察
10月	○第2回こころのアンケート（悩み、いじめ調査：記名式）→教育相談
11月	○教育相談、経過観察 ○いじめアンケート ○帰宅時刻確認（11月～2月前半まで16：00）
12月	○「いじめ防止等の標語」づくり ○いじめアンケート
1月	○休み明け児童観察 ○いじめアンケート
2月	○「学校生活のきまり」次年度に向けた検討 ○帰宅時刻確認（2月後半から17：00） ○情報モラル講習会（高学年児童及び保護者対象で実施） ○いじめアンケート
3月	○春休みの指導 ○いじめアンケート ○「いじめ防止基本方針」の検討、改訂
<p>【いじめを含む問題行動についての情報交換の場】 ○職員終会・・・・・・・・・・毎週木曜日 ○ケース会議・・・・・・・・・・不定期：必要に応じて実施</p> <p>【いじめを含む問題行動の集約】 ○毎月の末日までにいじめアンケートへの対応を生徒指導主事まで報告 ○翌月9日までに・・・・毎月の事案（いじめ・問題行動・長欠児童対応）を教育委員会に報告</p>	